

ニュースレター第29号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第29号」を送付させていただきます。

薫風の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

気温が徐々にあがり、過ごしやすい日が多くなりました。気温の変化で体調を崩さぬよう、くれぐれもご自愛下さい。

未筆ながら、皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。



ピックアップLAW NEWS

「地震の時(非常時)の労務問題」

先月の熊本地震の影響により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

弊所のある福岡市内においても、前震、本震共に大きな揺れを感じましたが、熊本市内をはじめ九州各県では今まだ余震等揺れが続いている状況です。くれぐれもお気をつけください。

また、早期に復旧が進みますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、今回のような大地震等のように災害時においてよく問題となる労務問題について簡単ではありますがQ&A方式でまとめてみましたので、ご確認いただければと思います。

Q 1 災害発生時、時間外労働や休日出勤を命じることができるか？

非常災害時、36協定の協定内容を超えて、または36協定を締結していない場合においても、労働基準監督署に事前に許可を受け、時間外労働・休日労働を命じることができます。

しかし、通常はそのような事前許可を受ける余裕が無い場面であるため、そのような場合には、事後に遅滞なく届け出れば良いとされています（労働基準法33条）。

また、災害時の場合には、労働基準監督署長の許可により、年少者にも時間外・休日労働・深夜業が認められています（同法60条1項、61条4項）。

当然ではありますが、いずれの場合も、時間外労働、休日労働に対する割増賃金の支払が必要です。

次のページに続きます▶▶

Q 2

店舗、事務所が倒壊し、営業ができないため従業員を自宅待機にしています。給与を支払う必要があるのでしょうか？



給与を支払う必要はありません。

労働基準法上、会社都合で従業員を休業させた場合、平均賃金の60%の休業手当の支払が必要になりますが（同法26条）、地震等による非常事態の場合は、会社都合ではなく、休業手当の支払は不要です。

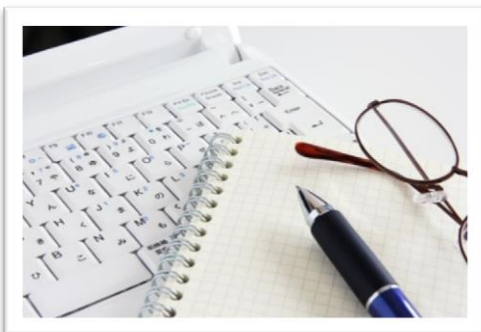
もっとも、店舗、事務所はなんら問題はないものの、地震の影響により客が見込めない等の会社の都合を理由として自宅待機とした場合、休業手当の支払の必要が生じます。

Q 3

従業員から、住宅の修理、家族の安否確認などの理由で、休暇がほしいとの申出がありました。非常時なので休暇を与えなければならないのでしょうか？

法律上は非常時の特別休暇についての規定はありませんが、有給休暇として請求された場合、事業の正常な運営の妨げとならないかぎり、有給の時期の変更はできません（労働基準法第39条5項）

また、就業規則上に災害時の特別休暇などの規定がある場合はそれに従って付与することになりますが、これらの規定がない場合においても、当然休暇を与えてはいけなわけではないので、緊急事態であるため、積極的な休暇取得を検討すべきではあります。



Q 4

災害発生時、帰宅困難の従業員を会社で待機させました。残業代は発生するのでしょうか？



労働時間とは、従業員が会社の指揮命令下におかれた時間をいいますが、単純に自宅に帰れないために、会社を待機場所として提供していたに過ぎない場合には、労働時間とはいえず残業代は発生しません。

しかし、待機時間に業務や電話対応などを指示していた場合などは、指揮命令下にあるといえ、残業代が発生します。

次のページに続きます▶▶

前述以外にも地震等の非常事態には様々予期せぬ問題が生じます。従業員の役割分担、非常食・飲料水の準備、採用予定であった新入社員の扱い、労災問題、取引先の被災の場合の対応、重要書類の保管・持ち出し、システムのバックアップについてのルール等考えておくべき問題は様々です。

政府も促しているところではありますが、BCP(Business Continuity Plan/事業継続計画)の策定をしておくことも重要です。

BCPとは、自然災害、大火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことで(中小企業庁HP・中小企業BCP策定運用指針参照)。

労務問題に限らず、災害対策としてもなにかお困りのことがあればお気軽にご相談ください。

(文責:弁護士 壹岐晋大)



交通事故の専門書に当事務所の解決事例が掲載されました！

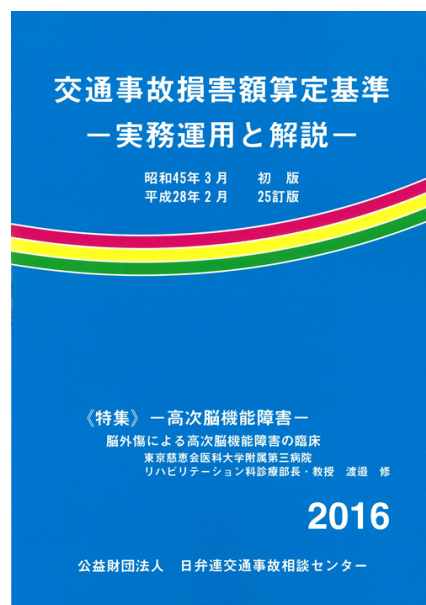
平成28年発行の『交通事故損害額算定基準—実務運用と解説—』(通称「青本」)に、当事務所が解決した事例が掲載されました。

「青本」は、『民事交通事故訴訟 損害賠償算定基準』(通称「赤本」)と同様、①過去の裁判例の集積から導かれた交通事故事件における約束事と②新たな法律問題に関する画期的な裁判例等が掲載されています。

ここでは、当事務所の解決事例が②の画期的な裁判例として青本に掲載されたことをご報告させていただきます。

青本は、弁護士が交通事故に関する相談を受けたとき、また、裁判官が交通事故事件に関する判断を下す際、必ず参考にするものであり、青本に掲載される裁判例は、交通事故事件にあたる法律専門家達の新たなルールを形作るものといえます。

今後も、より多くの知識・経験を得ることで被害者本人とそのご家族の負担を少しでも取り除くことに尽力してまいります。



詳しくはこちら



パソコンから: [たくみ法律事務所 画期的な裁判例](#)

検索



スマートフォンから: 右記QRコードよりご覧いただけます。

